

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、地域における安全確保や街頭犯罪の抑止等に資する街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の設置に要する費用の一部を助成することにより、防犯環境に配慮したまちづくりを促進し、もって犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自治協議会
- (2) 自治会・町内会
- (3) その他市長が認める団体

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、福岡市内において新たに設置する防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費等を除く次の費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの撮影を示す看板設置費用

(機器機能)

第6条 前条の防犯カメラ及び録画装置については、別表に定める機能を有するものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額（第2号に掲げる額にあつては、当該補助事業について福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱に基づく福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定があつた場合に限る。）を合計した額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象となる経費の額の4分の3以内の額とし、自立柱(ポール)を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合は、1台につき250,000円を限度とし、それ以外の場合は、1台につき200,000円を限度とする。ただし、当該年度内に同一自立柱(ポール)若しくは同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合は、2台目以降については、1台につき100,000円を限度とする。

(2) 県補助金の額

- 2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助申請台数は、当該年度において4台を限度とする。

(設置意向調査書の提出)

第8条 申請者は、あらかじめ、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金設置意向調査書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 3業者からの設置費用見積書
 - (2) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
 - (3) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の資料
- 2 前項に定める書類の受付は、補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の前年度の4月1日から8月末日までとし、その効力は提出日から2年後の年度末とする。

(補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
 - (2) 設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類
 - (3) 補助事業収支予算書
 - (4) 団体規約及び役員名簿
 - (5) 街頭防犯カメラ管理運用規程
 - (6) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
 - (7) その他市長が指示する書類
- 2 前項に定める書類の受付は、当該年度4月1日から6月末日までとする。ただし、前項第2号に定める書類については、後に定める。なお、事件等の社会情勢を考慮し、警察との協議において緊急性が認められる場合は、次年度の設置意向分についても、本条以降の手続きを行うことができるものとする。

(補助金の交付の内示)

第10条 市長は、前条の申請があったときは警察等との関係機関と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付内示書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。ただし、前条第1項第2号の書類が提出されている場合は、本条の内示手続きを省略することができる。

(設置場所が私有地でない場合の書類の提出)

第11条 申請者は、第8条第1項第2号に規定する書類について、カメラを設置する場所が公道、公園等、私有地でない場合には、第9条による内示後に、その管理者の定める諸手続きにより許可が得られていることを証する書類を市長にすみやかに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第12条 市長は、第9条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件をつける

ものとする。

- (1) 別に定める福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱を遵守すること。
- (2) 補助決定台数を増台又は補助決定金額を増額しようとする場合においては、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者に業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
 - ①暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ②法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - ③暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（申請の取下げ）

- 第14条 申請者は、第12条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長が定める期日までに提出し、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（防犯カメラの処分の制限及び関係書類の整備）

- 第15条 補助事業者は、設置した防犯カメラの処分を制限され、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。制限する期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1を準用する。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- 3 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

（実績報告）

- 第16条 補助事業者は、事業が完了したときは、福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
 - (2) 設置後の現況写真
 - (3) 領収書又は請求書の写し（請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出するものとする）
 - (4) 補助事業収支決算書
 - (5) その他市長が指示する書類

（補助金の額の確定等）

- 第17条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業実績調査確認書（様式第8号）をもって調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知しなければならない。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

(平成29年度事業の実施に関する特例)

2 第8条に規定する補助金の交付の申請を行おうとする者は、平成28年度中に、この要綱による改正前の事前協議申請書を提出し、予算の範囲内で希望台数を設置できなかった団体に限る。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年5月1日より施行する。

2 第8条第2項についての適用日は、平成29年6月1日とする。

(経過措置)

3 この要綱の改正前の第8条に規定する補助金の交付の申請を受理したものについては、なお従前の例による。

(平成29年度事業の実施に関する特例)

4 市長は、必要と認める場合は、第8条第2項の規定によらず、第9条の交付の申請を受付け、第12条に定める補助金の交付を決定するものとする。

5 第9条第2項に規定する受付期間については、所要の調整を行えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(期間)

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

(期間)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

(期間)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(別表)

防犯カメラ

有効画素数	約100万画素以上
防水、防塵基準	国際電気標準会議規格 IP66 以上

録画装置

録画速度	3コマ/秒以上
録画日数	7日間以上

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金設置意向調査書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号
携帯番号

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり関係書類を提出します。

記

- 1 事業名 _____ 街頭防犯カメラ設置事業
- 2 設置予定台数 _____ 台
- 3 設置費用 _____ 円
※3つの見積書の中で一番安価なものを記入しています。
- 4 関係書類
 - (1) 三業者からの設置費用見積書
 - (2) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
 - (3) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の資料

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

フリガナ

生年月日
電話番号
携帯番号

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名 _____ 街頭防犯カメラ設置事業

2 事業実施期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

3 補助申請台数 _____ 台

4 補助申請金額 _____ 円

5 関係書類

- (1) 街頭防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (2) 設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類
- (3) 補助事業収支予算書
- (4) 団体規約及び役員名簿
- (5) 街頭防犯カメラ管理運用規程
- (6) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (7) その他市長が指示する書類

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第3号)

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付内示書

第 年 月 日
号

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった福岡市街頭防犯カメラ設置補助金について、下記のとおり内示します。

記

1 事業名

2 補助内示台数

台

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった福岡市街頭防犯カメラ設置補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助決定台数 台

3 補助決定金額 円

4 補助条件

- (1) 別に定める福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱を遵守すること。
- (2) 補助決定台数を増台又は補助決定金額を増額しようとする場合においては、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者に業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
 - ①福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ②法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - ③福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付変更申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業について変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名 _____ 街頭防犯カメラ設置事業

2 変更内容

	既決定内容	変更申請
補助台数	台	台
補助金額	円	円

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 補助事業収支予算書 (変更後)
- (2) その他変更の内容が分かる書類

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先)福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年 月 日付第 号の交付通知に係る事業については、下記の理由により実施しないので補助金交付の取下を申請します。

記

- 1 事業名 _____ 街頭防犯カメラ設置事業
- 2 補助決定台数 _____ 台
- 3 補助決定金額 _____ 円
- 4 取下理由

福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年 月 日付第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 _____街頭防犯カメラ設置事業
- 2 事業実施期間 _____年 月 日 ~ _____年 月 日
- 3 交付決定額 _____円
- 4 設置場所(住所)
 - (1) _____
 - (2) _____
 - (3) _____
 - (4) _____
- 5 添付書類
 - (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
 - (2) 設置後の現況写真
 - (3) 領収書又は請求書の写し(請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出するものとする)
 - (4) 補助事業収支決算書
 - (5) その他市長が指示する書類

(様式第8号)

福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業実績調査確認書

年 月 日

確認者
所属
職名
氏名

年 月 日付福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

事業名：

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金確定通知書

第 年 月 日
号

様

福岡市長

年 月 日付福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書により同事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助確定台数 台
- 3 補助確定金額 円